

紫外線照射が水道水質に与える影響調査 (JWRC 被照射液調製方法) の対応はお任せください。

厚生労働省は「水道施設の技術的基準を定める省令」の一部改正を行い、[クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策](#)として「紫外線処理」を位置づけ、平成 19 年 4 月 1 日から施行されています。

一方、水道施設への紫外線処理設備導入時等において紫外線照射に伴う副生成物の生成をはじめとした水道水質に与える影響に係る調査等が必要とされています。

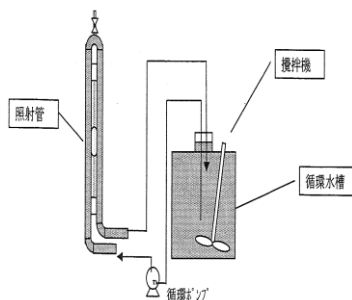
この調査方法（被照射液の調製方法に係わる基準）は水道技術研究センターから「[紫外線照射が水道水質に与える影響に係る調査のための JWRC 被照射液調製方法](#)（平成 19 年 12 月 27 日）」が制定されています。

その試験方法では JWRC 被照射液調製方法に対応するための試験装置が必要となります。

当検査センターではこの試験装置を導入し、紫外線照射試験の対応が可能です。



(回分式紫外線照射装置)



(紫外線照射が水道水質に与える影響に係る調査のための JWRC 被照射液調製方法より抜粋)

【JWRC 被照射液調製方法とは】
試験は左記試験装置を用い、試験対象水に $80\text{mJ}/\text{cm}^2$ となるように紫外線を照射し、照射前後での水質の変化を確認します。

「紫外線照射が水道水質に与える影響に係る調査のための JWRC 被照射液調製方法」には「**試験装置は日本紫外線水処理技術協会による標準品を推奨する**」と記載されています。

当検査センターではこの日本紫外線水処理技術協会による標準品を導入し、試験に対応しております。

☆ 詳細につきましては、下記担当までお問い合わせ下さい。



一般財団法人
千葉県薬剤師会検査センター

担当：金成、林
TEL：043-247-6401
FAX：043-247-6342